

株 主 各 位

大阪府中央区瓦町三丁目5番7号  
**株式会社 アドバンスクリエイト**  
代表取締役社長 濱 田 佳 治

## 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月15日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、2頁から3頁までの〈インターネット等による議決権行使のお手続きについて〉をご確認ください。

また、本年度も「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を実施いたします。具体的な内容につきましては、4頁から5頁までの〈株主総会インターネット参加のご案内〉をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月16日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島五丁目3番51号  
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階 特別会議場  
（末尾に記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第27期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容  
ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第27期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

1. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.advancecreate.co.jp>）において周知させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 当社は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページ（<https://www.advancecreate.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。  
・連結計算書類の連結注記表      ・計算書類の個別注記表  
従いまして、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
4. 2016年より、株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、株主の皆様との懇談会の開催は取り止めとさせていただきます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## ＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト( <https://evote.tr.mufg.jp/> )にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネット等による議決権行使は、2022年12月15日（木曜日）の当社営業終了の時（午後5時30分）まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネット等による議決権行使方法について

#### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（ <https://evote.tr.mufg.jp/> ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使することが可能です。  
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権を行使してください。

※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォン等をご利用の場合は、パケット通信料等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

〈機関投資家の皆様へ〉

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## <株主総会インターネット参加のご案内>

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 1. 配信日時

2022年12月16日（金曜日） 午前9時30分～株主総会終了時刻まで

※株主総会の開会時刻は午前10時となります。

※天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信の可否、状況等につきましては、随時当社HP等によりご案内させていただきます。

### 2. 株主総会の視聴方法

URL：<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

①上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。

②株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されております。

③なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。

※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2022年12月16日です。

公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。

④ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

\*「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ✓ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い致します。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ✓ 同封の議決権行使書を紛失された場合、下記のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
- ✓ ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

### 【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (HighSierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0 以降	Android 9.0以降
ブラウザ ※各種最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

### 【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 （通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日を除く平日9:00～17:00、ただし、株主総会当日は9:00～株主総会終了まで）

## [提供書面]

# 事業報告

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年10月1日～2022年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症への対策と経済活動の両立が進む一方、円安やエネルギー価格の高止まりによる物価上昇が消費を下押しし、景気の動向は依然として不透明な状況が続いております。

保険業界においては、ITや医療技術の進歩を背景として、引き続き保険商品の多様化と高度化が進むと同時に、真にお客さまの役に立つ情報の提供並びにコンサルティングの実施等、お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の実現が求められております。

このような状況下、当社グループは「人とテクノロジーを深化させ進化する会社」を標榜し、あらゆる保険ニーズに対応できる「保険業界のプラットフォーム」と、OMO（Online Merges with Offline. =オンラインとオフラインの融合）時代に相応しいエコシステム（ビジネス生態系）を構築すべく、日々新たな挑戦を行っております。

具体的には、自社開発のビデオ通話システム「Dynamic OMO」により、対面と非対面の垣根をなくし、オフラインと同等のオンライン保険相談を実現してまいります。2022年7月には、大阪大学の石黒浩教授が代表を務めるスタートアップ企業「AVITA」と提携し、同社が開発したアバターを活用して、お客さまのご相談にアバターコンサルタントがお答えするサービスを開始いたしました。「Dynamic OMO」とアバターを組み合わせ、メタバース時代の到来を見据えた新しい保険募集のあり方を追求してまいります。

オンライン保険相談のさらなる利便性向上に向けた取り組みも進めております。当期においては、保険業界初となるオンライン専門の営業拠点「保険市場 スマートコンサルティングプラザ」の開設や、お客さまがコンサルタントを指名して相談予約できる「コンサルタント指名予約サービス」の開始など、サービスの拡充に努めてまいりました。当社は今後も、オンライン保険相談のノウハウ蓄積を進め、保険募集プロセスのDX化を推進することで、収益力のさらなる向上を図ってまいります。

また、当期より、自動車保険をはじめとする損害保険分野についても取り組みを強化しており、自動車保険の新規申込件数が前年同月比で10倍以上に

急増するなど、成果が出つつあります。生命保険に限らず、多様な収益チャネルを確立することで、安定的な経営基盤の構築を目指してまいります。

保険業界の共通プラットフォームシステム「Advance Create Cloud Platform」（以下「ACP」という。）の開発についても、引き続き推進してまいります。ACPは保険会社と乗合保険代理店、お客さまの情報を相互に連携し、保険商品の検討からお申し込み、保全手続きまでを一括して管理・運用できるシステムです。ACPの普及により、ペーパーレス化と事務負担の大幅な軽減が期待できます。ACPの主要機能である顧客管理システム「御用聞き」、申込共通プラットフォームシステム「丁稚（DECHI）」、保険証券管理アプリ「folder」、ビデオ通話システム「Dynamic OMO」は、いずれも導入したお客さまからご好評をいただいております、さらなる機能拡充を進めております。特に「Dynamic OMO」については、保険代理店や保険会社をはじめ、クレジットカード会社など他業種のお客さまにも導入いただいております。これらのシステムの販売により、サブスクリプションモデルとしてのストック収入の確保及び協業事業の拡大を目指します。

さらに、当社はSNS、SMS等のテキストコミュニケーションツールの活用により、お客さまとのよりスムーズなコンタクトを実現しております。このようなノウハウを、他の保険会社や保険代理店の顧客に対する保全業務を請け負うBPO事業にも活用し、業容の拡大及び保険業界の課題であるCRMの継続・改善にも取り組んでいきたいと考えております。

これらの施策を拡充するとともに、ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の一層の充実や、情報セキュリティ体制の強化を継続し、保険業法や個人情報保護法等の関係法令に適応した保険募集管理体制の強化に全社的に取り組み、管理体制面において積極的に経営資源を投下してまいります。

以上により、当連結会計年度の売上高は11,860百万円（前期比7.6%増）、営業利益は2,061百万円（前期比1.0%増）、経常利益は2,015百万円（前期比4.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,312百万円（前期比1.3%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

（保険代理店事業）

実面談数が堅調に推移したことなどを背景に増収となった一方、主に固定費の増加により、減益となりました。

この結果、保険代理店事業におきましては、当連結会計年度の売上高は9,548百万円（前期比4.9%増）、営業利益は1,395百万円（前期比5.3%減）となりました。

(ASP事業)

乗合保険代理店等へのACPの新規販売が堅調に推移し、増収増益となりました。

この結果、ASP事業におきましては、当連結会計年度の売上高は206百万円（前期比5.9%増）、営業利益は57百万円（前期比14.5%増）となりました。

(メディア事業)

保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」への広告出稿が堅調に推移し、増収増益となりました。

この結果、メディア事業におきましては、当連結会計年度の売上高は1,795百万円（前期比74.2%増）、営業利益は418百万円（前期比89.1%増）となりました。

(メディアレップ事業)

保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」の運営を通じて蓄積したWEBマーケティングのノウハウをベースに、保険専門の広告代理店としてさまざまなサービスの提供に努めた結果、増収となりました。一方、利益面では、販売拡大のため粗利率の低い案件を受注したことなどから、減益となりました。

この結果、メディアレップ事業におきましては、当連結会計年度の売上高は1,177百万円（前期比45.8%増）、営業利益は141百万円（前期比14.3%減）となりました。

(再保険事業)

売上高が引き続き堅調に推移した一方、新型コロナウイルス感染症の影響で再保険金の支払いが増加したことから、増収減益となりました。

この結果、再保険事業におきましては、当連結会計年度の売上高は1,030百万円（前期比9.3%増）、営業利益は46百万円（前期比64.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の当社における設備投資額は573百万円であります。これは主に、本支店設備への投資530百万円によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。



## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分		第 24 期 2019年9月期	第 25 期 2020年9月期	第 26 期 2021年9月期	第 27 期 2022年9月期 (当連結会計年度)
売 上 高	(千円)	10,365,215	10,510,699	11,019,511	11,860,628
親会社株主に帰属 する当期純利益	(千円)	844,493	700,411	1,295,434	1,312,021
1株当たり当期純利益	(円)	40.81	33.37	59.66	59.97
総 資 産	(千円)	8,168,074	10,312,797	11,808,387	12,491,121
純 資 産	(千円)	4,591,371	5,610,092	6,723,239	7,145,466
1株当たり純資産額	(円)	222.18	261.07	305.59	326.75

(注) 1. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

3. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

## (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社保険市場	90,000千円	100%	メディア事業 メディアレップ事業
Advance Create Reinsurance Incorporated	219,040千円	100%	再保険事業

#### (4) 対処すべき課題

生命保険マーケットにおけるリテール市場は、少子高齢化の進展等により構造的には縮小が想定されますが、求められる役割が「遺族保障の提供」から「年金・社会保障の補完」、「子供の教育資金」等のライフプラン全般へと広がっております。また、消費者行動が、「より便利に快適に」を求めて多様化しており、保険ニーズはますます多様化、高度化してきております。特に足元では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、個人の生活防衛意識の高まりから、保険ニーズが急速に増加しております。

かかる状況を踏まえ、当社は、引き続き保険マーケットでのシェア拡大を目指し、WEBマーケティングを一層強化するとともに、スマートフォンやSNSへの対応に引き続き注力し、保険会社及び取扱商品もさらに拡充してまいります。また、対面販売におきましては、その核となる、コンサルティングプラザ「保険市場（ほけんいちば）」の機能を拡充するとともに、お客様のコンシェルジュとして、あらゆるニーズに誠心誠意お応えすべく、従業員に対する教育・研修を推進してまいります。さらに、5G時代の到来を睨んで対応を進めてきた「オンライン面談」を軸として、アバター等の活用によりOMO戦略をさらに高度化させ、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、真にお客様の役に立つ情報の提供とコンサルティングの実現を図ってまいります。また、ACPのさらなる機能拡充を引き続き進め、保険代理店等に提供することでサブスクリプションモデルとしてのストック収入の確保及び協業事業の拡大を図ってまいります。

一方、管理面では、内部監査室による当社各部門、各支店ならびに子会社に対しての内部監査を実施しております。また、コンプライアンス部門を中心に全社的なコンプライアンス体制の充実・強化を図るとともに教育・啓発に努めており、グループ全従業員に対して継続的な啓発活動と監査を積み重ねることにより、管理体制の充実、向上を図ってまいります。

内部統制ならびにコーポレート・ガバナンスの強化は、顧客や社会から信頼される企業として重要な経営課題であると認識し、より一層の体制整備に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

保険代理店事業

ASP事業

メディア事業

メディアレップ事業

再保険事業

(6) 主要な事業所 (2022年9月30日現在)

本社 大阪市中央区瓦町三丁目5番7号  
野村不動産御堂筋ビル

営業拠点 (全12カ所)

所在地	営業拠点	所在地	営業拠点
北海道	1カ所	大阪府	5カ所
宮城県	1カ所	兵庫県	1カ所
東京都	1カ所	福岡県	1カ所
神奈川県	1カ所		
愛知県	1カ所	計	12カ所

(7) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
302名	17名減

(注) 契約社員 (37名) を含み、嘱託社員 (2名)、再雇用者 (5名)、派遣社員 (260名) を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
299名	14名減	36.5歳	7年9ヵ月

(注) 契約社員 (36名) を含み、嘱託社員 (2名)、再雇用者 (5名)、派遣社員 (260名) を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	256百万円

(注) 株式会社りそな銀行からの借入金残高256百万円は、アドバンスクリエイト従業員持株会専用信託による借入金であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

東京証券取引所における市場区分の見直しに関して、当社は「プライム市場」の上場維持基準を充足し、2022年4月4日に「プライム市場」へ移行いたしました。

また、2022年9月28日をもちまして、当社株式は福岡証券取引所本則市場に上場いたしました。

これらもひとえに、株主さま、お客さま、お取引先さまをはじめ、皆さま方からのご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年9月30日現在）

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 84,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 22,557,200株 |
| ③ 株主数      | 34,569名     |

（前事業年度末比4,906名増）

### ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
有限会社濱田ホールディングス	4,412,400株	19.56%
濱田 佳治	1,573,100株	6.97%
住友生命保険相互会社	989,200株	4.38%
ネオファースト生命保険株式会社	989,200株	4.38%
メットライフ生命保険株式会社	989,200株	4.38%
濱田 亜季子	949,100株	4.20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	861,900株	3.82%
富国生命保険相互会社	700,000株	3.10%
FWD生命保険株式会社	645,000株	2.86%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	437,900株	1.94%

（注）1. 持株比率は自己株式（2,478株）を控除して計算しております。

2. 自己株式（2,478株）には、株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）所有の当社株式437,900株及び従業員持株会支援信託ESOP導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）所有の当社株式248,800株は含まれておりません。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

#### a. 株式給付信託（J-ESOP）

当社は、2015年11月11日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

なお、当事業年度末日（2022年9月30日）に株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式は437,900株であります。

#### b. 従業員持株会支援信託ESOP

当社は、2021年11月16日開催の取締役会において、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「ESOP信託」という。）の再導入を決議し、同年11月19日に信託契約を締結いたしました。

##### (i) ESOP信託導入の目的

当社は、中長期的な企業価値向上に対し、当社グループ従業員にインセンティブを付与することにより、労働意欲の向上を促すとともに、従業員持株会の活性化および安定的な財産形成の促進を図ることを目的とし、ESOP信託を2016年11月に導入しておりましたが、2021年11月に終了となりましたので、再導入することといたしました。

##### (ii) 制度の概要

ESOP信託とは、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり、従業員持株会と信託を組み合わせることで、持株会が将来にわたって購入する株式を信託ファンドが一括して確保することができ、併せて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社がアドバンスクリエイト従業員持株会（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に拠出した金額に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

なお、当事業年度末日（2022年9月30日）にESOP信託導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は248,800株であります。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2022年9月30日現在)  
該当事項はありません。
  
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	濱田 佳治	OMO営業本部長 有限会社濱田ホールディングス取締役 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman
専務取締役	櫛引 健	業務開発本部長 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chief Executive Officer
常務取締役	橋本 孔治	OMO営業本部副本部長 株式会社保険市場代表取締役社長
取締役	横山 欣二	管理本部長 株式会社保険市場監査役
取締役	木目田 裕	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 楽天証券株式会社社外取締役 株式会社小糸製作所社外監査役
取締役	谷貝 淳	
取締役	中田 華寿子	アクチュアリ株式会社代表取締役 株式会社マネースクエア社外取締役 株式会社フォーラムエンジニアリング社外取締役 株式会社ispace社外取締役
取締役	瀬川 一美	
常勤監査役	谷口 信之	
常勤監査役	秋吉 茂	
監査役	畠山 隆	
監査役	桑 章夫	株式会社ユニバーサル園芸社社外取締役 (監査等委員) 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社監査役

- (注) 1. 取締役木目田裕氏、谷貝淳氏、中田華寿子氏及び瀬川一美氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。なお、当社は木目田裕氏、谷貝淳氏、中田華寿子氏及び瀬川一美氏を各上場金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
2. 取締役木目田裕氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しております。
3. 常勤監査役秋吉茂氏、監査役畠山隆氏及び桑章夫氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。なお、当社は秋吉茂氏、畠山隆氏及び桑章夫氏を各上場金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
4. 監査役桑章夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。



5. 当事業年度中における役員の地位および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
濱田 佳治	代表取締役社長 兼OMO営業本部長	代表取締役社長	2021年10月1日
	代表取締役社長	代表取締役社長 兼OMO営業本部長	2022年4月1日
橋本 孔治	取締役 OMO営業本部副本部長	取締役 営業本部長	2021年10月1日
	取締役 営業本部長	常務取締役 営業本部長	2021年12月17日
	常務取締役 営業本部長	常務取締役 OMO営業本部副本部長	2022年4月1日
横山 欣二	取締役 IT統括本部長	取締役 管理本部長	2022年1月18日
中田華寿子	アクチュアリ株式会社代表取締役 株式会社マネースクエア社外取締役 株式会社フォーラムエンジニアリング 社外取締役 株式会社ispace社外監査役	アクチュアリ株式会社代表取締役 株式会社マネースクエア社外取締役 株式会社フォーラムエンジニアリング 社外取締役 株式会社ispace社外取締役	2022年6月30日
桑 章夫	株式会社ユニバーサル園芸社 社外取締役（監査等委員）	株式会社ユニバーサル園芸社 社外取締役（監査等委員） 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会 社監査役	2022年6月8日

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役木目田裕氏、谷貝淳氏、中田華寿子氏及び瀬川一美氏、常勤監査役谷口信之氏及び秋吉茂氏、監査役畠山隆氏及び桑章夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、各氏が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

## ③ 補償契約の内容の概要

当社は、各役員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、保険料は全額当社負担としております。

また、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや被保険者の犯罪行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、当社及び子会社の取締役、監査役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 報酬等の割合に関する方針

役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものといたします。

#### b. 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

固定報酬である基本報酬のみといたします。

e. 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

在任中において月例で支払います。

f. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役会決議に基づいて、代表取締役社長である濱田佳治が、取締役の個人別の基本報酬額の決定についての委任を受けるとします。取締役の個人別の基本報酬額の決定に当たっては、業績を含めて経営全般を把握している代表取締役社長が、事務方が役員報酬内規の範囲内で作成した原案について、決定に関する方針との整合性を含めた多角的な確認を行っているため、取締役会も基本的に代表取締役社長の判断を尊重することが適当と判断したものです。

g. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	208	208	—	—	8
(うち社外取締役)	(35)	(35)	(—)	(—)	(4)
監 査 役	56	56	—	—	4
(うち社外監査役)	(41)	(41)	(—)	(—)	(3)
合 計	265	265	—	—	12
(うち社外役員)	(76)	(76)	(—)	(—)	(7)

(注) 1. 当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役8名（うち社外取締役4名）及び監査役4名（うち社外監査役3名）であります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第22回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は2名）です。

4. 監査役の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第22回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役は3名）です。

5. 取締役会は、代表取締役社長濱田佳治に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しており、これは報酬等の決定方針に沿うものと判断しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

#### ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

#### ニ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### ⑥ 社外役員に関する事項

##### イ 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役木目田裕氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士、楽天証券株式会社の社外取締役及び株式会社小糸製作所の社外監査役であります。西村あさひ法律事務所、楽天証券株式会社及び株式会社小糸製作所と当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

取締役谷貝淳氏は、当社の主要取引先であるアリコジャパン（現メットライフ生命保険株式会社）の業務執行者でありましたが、同社を退職されてから5年8ヶ月が経過しております。メットライフ生命保険株式会社と当社との間には、保険代理店事業、メディア事業、メディアレップ事業及び再保険事業における取引関係があります。その他特記すべき事項はありません。

取締役中田華寿子氏は、アクチュアリ株式会社の代表取締役、株式会社マネースクエアの社外取締役、株式会社フォーラムエンジニアリングの社外取締役及び株式会社ispaceの社外取締役であります。アクチュアリ株式会社、株式会社マネースクエア、株式会社フォーラムエンジニアリング及び株式会社ispaceと当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

監査役桑章夫氏は、株式会社ユニバーサル園芸社の社外取締役（監査等委員）及び大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社の監査役であります。株式会社ユニバーサル園芸社及び大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社と当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

## ロ 当事業年度における主な活動状況

取締役木目田裕氏は、当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っております。取締役会においては、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

取締役谷貝淳氏は、当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、複数の企業において企業経営に携わった豊富な経験や知識から、重要事項の決定に際し有用な助言・提言を行っております。

取締役中田華寿子氏は、当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、企業経営及びマーケティング部門における豊富な経験や知識から、事業運営に際し有用な助言・提言を行っております。

取締役瀬川一美氏は、2021年12月17日就任以降の当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、企業経営及び法人営業部門における豊富な経験や知識から、事業運営に際し有用な助言・提言を行っております。

常勤監査役秋吉茂氏は、当事業年度に開催した全ての取締役会及び監査役会に出席し、監査役としての豊富な経験や知識から、議案の審議に対し適切な助言・提言を行っております。

監査役畠山隆氏は、当事業年度に開催した取締役会23回中22回及び全ての監査役会に出席し、監査役としての豊富な経験や知識から、議案の審議に対し適切な助言・提言を行っております。

監査役桑章夫氏は、当事業年度に開催した全ての取締役会及び監査役会に出席し、公認会計士としての客観的立場から、当社の内部統制システム構築において適切な助言・提言を行っております。

常勤監査役秋吉茂氏、監査役畠山隆氏及び桑章夫氏は、取締役会においては、議案の審議に際し取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であり、合理的かつ正しい事実認識に基づいているか等の観点から意見を表明する等、監査機能を十分に発揮いたしました。また、監査役会においては、全ての審議について報告を行い、意見を積極的に述べております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

桜橋監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間、報酬額の見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、会計監査人がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。なお、記載内容は、当社「内部統制基本方針」に基づいております。（最終改訂 2017年12月1日）

### (1) 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、「基本理念」、「倫理規程」および「コンプライアンス規程」等を制定し、当社グループの取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとることを義務付ける。また、その徹底を図るため、当社にコンプライアンス部門を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。当社に内部監査室を設置し、コンプライアンス部門と連携のうえ、当社グループにおけるコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会および監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段としてスピークアップ制度を設置・運営する。
- ② 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、反社会的勢力に対する基本方針に則り、組織として対応して断固として拒絶し、取引関係を含め一切の関係を遮断する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 取締役会規則および文書取扱規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ② 取締役会規則および文書取扱規程の改廃については取締役会の承認を得るものとする。

### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおいて「経営危機管理規程」、「システムリスク管理規程」および「情報セキュリティ対策基準および管理手順」等のリスク管理に関する規程を定め、各種のリスクについて主管部署を決め対応マニュアルの整備、研修を実施する等の対応を図る。各種リスク管理上必要な対策については、当社の取締役、本部長および部室長らで構成される拡大経営会議において報告し、進捗状況を確認する。
- ② 当社のコンプライアンス担当役員を委員長とし、社内委員、社外委員およびオブザーバーとして参加する監査役等にて構成されるガバナンス委員会を設置し、当社グループの経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把

- 握・評価し必要な予防対策について取締役会に報告する等の業務を行う。
- ③新たに認識した当社グループにおけるリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
  - ④当社グループの内部統制の構築を目指し、当社内部監査室を当社グループの内部統制に関する担当部署とするとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化・指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築するために、取締役社長を委員長、経理財務部門担当役員を副委員長、各管掌取締役・本部長・経理担当部門長・内部監査室長を委員とし、オブザーバーとして参加する監査役にて構成される内部統制委員会を設置し、当社グループでのリスクコントロールを行う。
  - ⑤当社の内部監査部門が子会社を含めて、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にと取締役会に報告する。
- (4)財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し、財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備および運用する体制を構築する。
- (5)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、原則として毎月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会を補完し適切な業務執行を図るため、当社は、代表取締役社長、業務執行取締役及び本部長、理事、参与で構成される経営会議を設置し、原則毎週1回業務執行における重要事項について審議および検討を行う。
  - ②組織規程、職務分掌表、権限・責任規程および職務権限表を定め、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図るとともに、当社グループにおける子会社管理の基本方針として、関係会社規程を策定する。
- (6)当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ①当社は、当社が定める関係会社管理規程および同規程にもとづく子会社運営基準に則り、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて子会社に対して関係資料等の提出を求める。
  - ②当社は子会社に対して、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、必要に応じて当社が開催する取締役会または経営会議に子会社役員または従業員が参加することを求める。



(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門および管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員がその命令に関する業務遂行中に、監査役以外の指揮命令を受けたり、不当な制約を受けたりすることがないように取締役等は留意する。当該従業員に係る人事異動等の処遇に関しては監査役の意見を反映して決定する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は当社の役員および従業員に対して、監査役の職務を補助すべき従業員が監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底する。

(9) 監査役への報告に関する体制

① 取締役および従業員が監査役に報告するための体制

- a. 当社の監査役は、取締役および本部長の職務執行を監査するため、取締役会、経営会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。
- b. 取締役および従業員等は、取締役会その他の重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況、スピークアップ制度に基づく通報状況等を報告する。管理部門、内部監査部門は監査役との定期的な連絡会で、他の部門は監査役の求めに応じ、業務および財産の状況を報告する。

② 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- a. 子会社の役員および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- b. 子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはスピークアップ制度を利用する。
- c. 当社内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- d. スピークアップ制度の担当部門は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたらうえで、定期的に当社取締役、監査役および取締役会に対して報告する。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。また、当社は、監査役と管理部門および内部監査部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保する等監査役職務の実効的に行われるための体制を整備する。監査役は、専門性の高い法務・会計事項については、専門家に対して助言を求めるまたは調査、鑑定その他の事務を委託する等の費用を請求することができる。取締役等は監査費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等について、監査役職務に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 内部監査室による当社各部門、各支店ならびに子会社に対しての内部監査を年間計画に基づき実施いたしました。また、改正保険業法にも対応して、コンプライアンス部門を中心に全社的なコンプライアンス体制の充実、強化を図るとともに啓発活動に努めました。これらの活動は、毎月の定時取締役会および監査役に報告されました。なお、スピークアップ制度の通報実績はありませんでした。

② 当社グループは、新規取引先に対するコンプライアンス部門および管理部門による事前チェックを取引先管理規程に基づき実施し、また元受保険会社等と連携し、反社会的勢力との取引が発生しないよう取り組みました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 取締役会の資料および議事録の文書等は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しております。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる状態としております。
- ② 文書取扱規程の改廃については取締役会の承認を得るものとしております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の主管部門を管理部門に定め、対応マニュアルの整備を行うとともに、安否確認システムを用いた訓練を定期的に行いました。
- ② ガバナンス委員会を原則毎月開催し、その内容は取締役会にて報告されました。
- ③ 予防法務の観点から、当社グループにおけるリスクについては取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等で積極的に議論がなされ、顕在化の防止に努めました。
- ④ 内部統制委員会を開催し、当社グループにおけるリスクコントロールを実施いたしました。
- ⑤ 当社の内部監査室が子会社を含めて、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を毎月の定時取締役会に報告いたしました。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を開催し、財務報告の基本方針（内部統制基本計画）を定め、同報告に係る内部統制を整備および運用する体制を構築いたしました。報告すべき重要な不備は認められませんでした。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの監督機能を担う取締役と本部長の役割を明確化し、当社の取締役会、経営会議および拡大経営会議等において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施いたしました。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役会や経営会議等での報告を通じて、当社は子会社の経営内容を的確に把握いたしました。また、当社内部監査室が実施した子会社に対する内部監査の結果は、取締役会または経営会議等に報告されました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

該当事項はありませんでした。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた実績はありませんでしたが、当社は当社の役員および従業員に対して、監査役の職務を補助すべき従業員が監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底いたしました。

(9) 監査役への報告に関する体制

①取締役および従業員が監査役に報告するための体制

監査役は、当事業年度中に開催された取締役会および毎週の経営会議等に出席し、また主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧して、取締役の職務執行を適切に監査いたしました。さらに、各部門や内部監査部門と定期的に情報交換を行い、職務の執行状況や内部監査の実施状況を把握いたしました。

②子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

監査役への報告が妨げられることはありませんでした。なお、スピークアップ制度の通報実績はありませんでした。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員が不利な取扱いを受ける事案はありませんでした。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用は迅速かつ適切に処理され、職務の執行が遅延することはありませんでした。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたしました。また、監査役と管理部門および内部監査部門との間で連携を図り、監査役の監査は円滑かつ実効的に行われました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と保険流通市場におけるシェアの拡大を経営の重要課題として位置付けております。将来の成長戦略を遂行していくための原資となる内部留保の充実に努めるとともに、業績に応じた配当の実施等により、株主価値を高めることを基本方針としております。

当該方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、1株当たり17.5円とさせていただき、すでに2022年6月1日に実施済みの中間配当金1株当たり15円とあわせまして、年間配当金は1株当たり32.5円となります。

# 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	7,856,821	<b>流動負債</b>	3,005,103
現金及び預金	2,273,548	1年内償還予定の社債	200,000
売掛金	2,231,307	未払法人税等	342,449
未収入金	2,261,020	未払金	1,110,741
その他	1,090,946	預り金	395,611
<b>固定資産</b>	4,623,086	リース債務	110,000
<b>有形固定資産</b>	1,073,502	賞与引当金	178,002
建物	242,684	その他	668,298
工具器具備品	115,612	<b>固定負債</b>	2,340,551
リース資産	715,205	長期借入金	256,250
<b>無形固定資産</b>	1,002,676	社債	400,000
ソフトウェア	900,317	リース債務	704,300
その他	102,359	退職給付に係る負債	416,197
<b>投資その他の資産</b>	2,546,906	資産除去債務	304,576
投資有価証券	119,164	その他	259,227
差入保証金	694,850	<b>負債合計</b>	5,345,655
保険積立金	764,910	<b>純資産の部</b>	
繰延税金資産	379,101	<b>株主資本</b>	7,099,781
その他	588,880	資本金	3,158,703
<b>繰延資産</b>	11,213	資本剰余金	585,325
<b>資産合計</b>	12,491,121	利益剰余金	3,908,226
		自己株式	△552,474
		その他の包括利益累計額	45,684
		その他有価証券評価差額金	45,684
		<b>純資産合計</b>	7,145,466
		<b>負債・純資産合計</b>	12,491,121

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		11,860,628
売 上 原 価		2,637,890
売 上 総 利 益		9,222,738
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,161,278
営 業 利 益		2,061,459
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	185	
受 取 配 当 金	2,784	
受 取 保 証 料	9,202	
貴 金 属 地 金 売 却 益	19,061	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	42,251	
為 替 差 益	48,207	
そ の 他	5,260	126,952
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 ・ 社 債 利 息	14,473	
支 払 手 数 料	150,736	
そ の 他	8,123	173,334
経 常 利 益		2,015,077
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10,973	
E S O P 信 託 終 了 損	10,925	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	18,690	40,588
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,974,488
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	676,035	
法 人 税 等 調 整 額	△13,568	662,466
当 期 純 利 益		1,312,021
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,312,021

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

（ 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,158,703	585,325	3,272,846	△404,293	6,612,582
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	-	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	△676,641	-	△676,641
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	1,312,021	-	1,312,021
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△298,636	△298,636
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	150,455	150,455
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	635,379	△148,181	487,198
当 期 末 残 高	3,158,703	585,325	3,908,226	△552,474	7,099,781

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	110,656	110,656	-	6,723,239
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△676,641
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	1,312,021
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△298,636
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	150,455
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△64,971	△64,971	-	△64,971
連結会計年度中の変動額合計	△64,971	△64,971	-	422,226
当 期 末 残 高	45,684	45,684	-	7,145,466

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>5,176,323</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,987,636</b>
現金及び預金	1,306,103	1年内償還予定の社債	200,000
売掛金	1,572,880	未払法人税等	221,442
前払費用	238,348	未払消費税等	252,933
未収入金	2,040,963	未払費用	59,948
その他	18,027	未払金	556,887
<b>固定資産</b>	<b>4,867,888</b>	預り金	395,611
<b>有形固定資産</b>	<b>1,073,502</b>	リース債務	110,000
建物	242,684	賞与引当金	175,893
工具器具備品	115,612	その他	14,918
リース資産	715,205	<b>固定負債</b>	<b>2,186,551</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,002,676</b>	長期借入金	256,250
ソフトウェア	900,317	社債	400,000
ソフトウェア仮勘定	89,610	リース債務	704,300
その他	12,748	退職給付引当金	416,197
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,791,709</b>	資産除去債務	304,576
投資有価証券	119,164	その他	105,227
関係会社株式	369,040	<b>負債合計</b>	<b>4,174,187</b>
差入保証金	677,495	<b>純資産の部</b>	
保険積立金	764,910	<b>株主資本</b>	<b>5,835,553</b>
繰延税金資産	272,219	資本金	3,158,703
その他	588,880	資本剰余金	585,325
<b>繰延資産</b>	<b>11,213</b>	資本準備金	259,394
社債発行費	9,962	その他資本剰余金	325,930
株式交付費	1,250	<b>利益剰余金</b>	<b>2,643,999</b>
<b>資産合計</b>	<b>10,055,426</b>	利益準備金	548,417
		その他利益剰余金	2,095,581
		繰越利益剰余金	2,095,581
		<b>自己株式</b>	<b>△552,474</b>
		評価・換算差額等	45,684
		その他有価証券評価差額金	45,684
		<b>純資産合計</b>	<b>5,881,238</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>10,055,426</b>

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)



# 損 益 計 算 書

( 2021年10月 1 日から  
2022年 9 月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		9,755,317
売 上 原 価		2,154,436
売 上 総 利 益		7,600,880
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,148,349
営 業 利 益		1,452,531
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	254,784	
受 取 保 証 料	12,797	
貴 金 属 地 金 売 却 益	19,061	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	42,251	
受 取 事 務 手 数 料	4,200	
そ の 他	7,503	340,600
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,673	
社 債 利 息	1,826	
社 債 発 行 費 償 却	3,735	
株 式 交 付 費 償 却	3,001	
支 払 手 数 料	150,736	
そ の 他	3,493	175,468
経 常 利 益		1,617,663
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10,973	
E S O P 信 託 終 了 損	10,925	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	18,690	40,588
税 引 前 当 期 純 利 益		1,577,074
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	465,263	
法 人 税 等 調 整 額	△8,253	457,010
当 期 純 利 益		1,120,064

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			利 益 剩 余 金 計 合		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剩 余 金	資 本 剩 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金 計 合			
当 期 首 残 高	3,158,703	259,394	325,930	585,325	548,417	1,652,159	2,200,576	△404,293	5,540,312	
事業年度中の変動額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
利 益 準 備 金 積 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△676,641	△676,641	—	△676,641	
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	1,120,064	1,120,064	—	1,120,064	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	△298,636	△298,636	
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	—	150,455	150,455	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	443,422	443,422	△148,181	295,241	
当 期 末 残 高	3,158,703	259,394	325,930	585,325	548,417	2,095,581	2,643,999	△552,474	5,835,553	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	110,656	110,656	—	5,650,968
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—
利 益 準 備 金 積 立	—	—	—	—
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	△676,641
当 期 純 利 益	—	—	—	1,120,064
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△298,636
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	150,455
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△64,971	△64,971	—	△64,971
事業年度中の変動額合計	△64,971	△64,971	—	230,269
当 期 末 残 高	45,684	45,684	—	5,881,238

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社アドバンスクリエイト

取締役会 御中

桜橋監査法人  
大阪府大阪市

指 定 社 員	公認会計士	立 石 亮 太
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	大 西 祐 子
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンスクリエイトの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスクリエイト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社アドバンスクリエイト

取締役会 御中

桜橋監査法人  
大阪府大阪市

指 定 社 員	公認会計士	立 石 亮 太
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	大 西 祐 子
業務執行社員		

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンスクリエイトの2021年10月1日から2022年9月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月29日

## 株式会社アドバンスクリエイト監査役会

常勤監査役	谷口 信之	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	秋吉 茂	Ⓔ
監査役（社外監査役）	畠山 隆	Ⓔ
監査役（社外監査役）	桑 章夫	Ⓔ

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) 事業目的の追加に伴う変更

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行い、あわせて号数の変更を行うものであります。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記(3)の削除される規定の効力に関する経過措置等につき、附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後にこれを削除するものといたします。

### (3) 場所の定めのない株主総会の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。

当社は、将来的な株主総会の開催方法の選択肢を拡充するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更（変更案第12条）を行うものであります。

なお、附則により、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

### (4) 補欠監査役制度の導入

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役に関する規定を新設するため所要の変更を行うものであります。

### (5) その他全般に関する変更

条文の新設及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 生命保険の募集に関する業務</p> <p>(2) 損害保険代理業</p> <p>(3) 通信販売業務</p> <p>(4) データベースを利用したマーケティング</p> <p>(5) 広告業及び出版、印刷業</p> <p>(6) コンピュータソフトの開発及び関連機材の製作、販売、賃貸</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(7) 資産運用及び事業承継に関するコンサルティング</p> <p>(8) 企業の経営指導、経営診断、財務相談等経営全般にわたるコンサルティング業</p> <p>(9) 不動産コンサルティング</p> <p>(10) 不動産の売買、賃貸、管理及びその媒介</p> <p>(11) 各種講演会並びに研修会の企画、開催</p> <p>(12) 割賦販売の斡旋及び債権の売買</p> <p>(13) 融資、債務の保証等の信用供与及び信用調査業</p> <p>(14) 集金、計算事務の代行業</p> <p>(15) 有価証券の運用・投資・売買・保有</p> <p>(16) 労働者派遣事業</p> <p>(17) 上記各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 生命保険の募集に関する業務</p> <p>(2) 損害保険代理業</p> <p>(3) 通信販売業務</p> <p>(4) データベースを利用したマーケティング</p> <p>(5) 広告業及び出版、印刷業</p> <p>(6) コンピュータソフトの開発及び関連機材の製作、販売、賃貸</p> <p><u>(7) 電気通信業</u></p> <p><u>(8) 資産運用及び事業承継に関するコンサルティング</u></p> <p><u>(9) 企業の経営指導、経営診断、財務相談等経営全般にわたるコンサルティング業</u></p> <p><u>(10) 不動産コンサルティング</u></p> <p><u>(11) 不動産の売買、賃貸、管理及びその媒介</u></p> <p><u>(12) 各種講演会並びに研修会の企画、開催</u></p> <p><u>(13) 割賦販売の斡旋及び債権の売買</u></p> <p><u>(14) 融資、債務の保証等の信用供与及び信用調査業</u></p> <p><u>(15) 集金、計算事務の代行業</u></p> <p><u>(16) 有価証券の運用・投資・売買・保有</u></p> <p><u>(17) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(18) 上記各号に付帯関連する一切の業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第3条～第11条（条文省略）	第3条～第11条（現行どおり）
（新設）	<u>（株主総会の開催地）</u> 第12条 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
第12条（条文省略）	第13条（現行どおり）
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	<u>（電子提供措置等）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2、当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
第14条～第28条（条文省略）	第15条～第29条（現行どおり）
<p>（監査役の員数）</p> <p>第29条 当社の監査役は、<u>5名以内</u>とする。</p>	<p>（監査役の員数）</p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>4名以上5名以内</u>とする。</p>
<p>（監査役の選任方法）</p> <p>第30条 当社の監査役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>（監査役の選任方法）</p> <p>第31条 当社の監査役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2、当社は、<u>会社法第329条第3項の規定により、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。この選任決議の定足数は、前項の規定を準用する。</u></p> <p>3、<u>前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>（監査役の任期）</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2、任期の満了前に退任した監査役の補欠として<u>選任された</u>監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>（監査役の任期）</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2、任期の満了前に退任した監査役の補欠として<u>就任した</u>監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
第32条～第45条（条文省略）	第33条～第46条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(附則)  <u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u>  第1条 定款第12条の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条の規定は、効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p><u>(電子提供措置に関する経過措置)</u>  第2条 2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2、本条の規定は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれかの遅い日後にこれを削除する。</p>



## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、社外取締役5名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はま だ よし はる 濱 田 佳 治 (1962年11月5日生)	<p>1985年7月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社</p> <p>1991年7月 メリルリンチ証券会社入社</p> <p>1994年1月 上能総合会計事務所入所</p> <p>1995年10月 当社設立 代表取締役社長</p> <p>2002年12月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者</p> <p>2003年12月 有限会社濱田ホールディングス取締役（現任）</p> <p>2004年11月 株式会社保険市場取締役（現任）</p> <p>2005年10月 当社代表取締役社長</p> <p>2007年10月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者</p> <p>2008年11月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman</p> <p>2015年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman and Chief Executive Officer</p> <p>2016年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman（現任）</p> <p>2017年10月 当社代表取締役社長</p> <p>2020年6月 当社代表取締役社長兼OMO営業本部長</p> <p>2021年10月 当社代表取締役社長</p> <p>2022年4月 当社代表取締役社長兼OMO営業本部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>有限会社濱田ホールディングス取締役</p> <p>株式会社保険市場取締役</p> <p>Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman</p>	1,573,100株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>1995年の当社創業以来、創業者として理念を掲げ強力なリーダーシップと実行力により当社の発展に貢献しております。企業理念の醸成はもとより、営業面・管理面の業務全般に精通しており、引き続き事業推進の要として当社経営を担うことが企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	くしびき たけし 櫛引 健 (1959年6月29日生)	1983年4月 本田技研工業株式会社入社 1984年4月 アリコジャパン（現メットライフ生命保 険株式会社）入社 2009年8月 当社入社 マーケティング・営業統括本部部長 2010年2月 当社提携事業部長 2010年2月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, President and Chief Operating Officer 2011年10月 当社執行役員提携事業部長 2012年3月 当社上席執行役員事業戦略部長 2012年10月 当社常務執行役員事業戦略部長 2015年10月 当社常務執行役員マーケティング・営業統括本 部部長 2015年12月 当社取締役常務執行役員マーケティング・営業 統括本部部長 2016年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice Chairman and Chief Executive Officer 2017年10月 当社取締役営業企画本部部長 2017年12月 当社常務取締役営業企画本部部長 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chief Executive Officer（現任） 2018年12月 当社専務取締役マーケティング・営業統括 本部部長兼テレマーケティング事業部長 株式会社保険市場取締役（現任） 2020年4月 当社専務取締役業務開発本部部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chief Executive Officer	20,900株
【取締役候補者とした理由】 2009年より当社の一員として、提携事業、コンサルティング事業、事業戦略に携わる 等、主に営業部門における豊富な経験と高い見識を有しております。2020年4月からは業 務開発本部部長として事業を積極的に推進しており、引き続き当社経営を担えるものと判断 し、取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	はし もと こう じ 橋 本 孔 治 (1973年7月17日生)	1996年4月 野村証券株式会社入社 2002年6月 三井住友海上火災保険株式会社入社 2004年3月 当社入社 2010年6月 アドリック損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）取締役 2011年7月 当社お客様サービス部長 2011年10月 当社ダイレクトマーケティング部長 2014年6月 株式会社保険市場代表取締役社長 （現任） 2015年10月 当社執行役員ダイレクトマーケティング部長 2016年10月 当社上席執行役員営業本部長 2017年10月 当社理事マーケティング・営業統括本部長 兼テレマーケティング事業部長 2017年12月 当社取締役マーケティング・営業統括本部長 兼テレマーケティング事業部長 2020年4月 当社取締役OMO営業本部長 2020年6月 当社取締役OMO営業本部副本部長 2021年10月 当社取締役営業本部長 2021年12月 当社常務取締役営業本部長 2022年4月 当社常務取締役OMO営業本部副本部長 2022年10月 当社常務取締役DC開発本部長兼DC第1部 長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社保険市場代表取締役社長	28,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>2004年より当社の一員として、店舗営業責任者、損害保険会社の運営、マーケティング戦略部門責任者等を歴任し、当社のビジネスモデルの中心を担っております。当社子会社である株式会社保険市場の代表取締役社長を務めるとともに、2022年10月からはDC開発本部長として事業を積極的に推進しており、引き続き当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	よこ やま きん じ 横 山 欣 二 (1966年6月18日生)	1991年4月 株式会社協和埼玉銀行（現株式会社りそな銀行）入行 2000年2月 アリコジャパン（現メットライフ生命保険株式会社）入社 2001年1月 株式会社ライフステージ入社 2004年1月 同社経理部長 2008年9月 トラステックスホールディングス株式会社入社 2009年6月 同社取締役管理本部長CFO 2011年5月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社）入社 富士生命保険株式会社（現FWD生命保険株式会社）出向 2018年2月 株式会社荏原製作所入社 2019年1月 当社入社 管理本部IT統括部次長 2019年10月 当社管理本部副本部長兼IT統括部長 2019年12月 当社理事経営企画本部長兼IT統括部長 株式会社保険市場監査役（現任） 2021年10月 当社理事IT統括本部長 2021年12月 当社取締役IT統括本部長 2022年1月 当社取締役管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社保険市場監査役	2,500株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 2019年1月より当社の一員として、IT、DX、会計に関する高い専門知識に加え、保険業界での豊富な経験、知見をもとに事業運営の中心を担っております。2022年1月からは管理本部長を務めており、引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	とりいとしふみ 鳥居俊文 (1966年8月27日生)	1990年4月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会 社）入社 1995年7月 セゾン生命保険株式会社（現ジブラルタ生 命保険株式会社）入社 1997年7月 当社入社 1998年11月 当社取締役企画開発部長 2007年10月 当社ダイレクトマーケティング部長 2009年12月 当社執行役員マーケティング・営業統括本部副本 部長 2010年10月 当社執行役員マーケティング本部長 2010年12月 当社取締役執行役員マーケティング本部長 2011年7月 当社取締役執行役員ダイレクトマーケティング部長 2011年12月 株式会社保険市場取締役 2012年12月 当社執行役員お客様サービス部長兼社長補佐 2013年4月 当社理事お客様サービス部長 2013年10月 当社執行役員ダイレクトマーケティング部長 株式会社保険市場代表取締役社長 2014年6月 株式会社保険市場取締役 2015年10月 当社理事マーケティング・営業統括本部副本部長 兼社長補佐 2016年3月 当社執行役員マーケティング・営業統括本部副本 部長兼社長補佐 2017年10月 当社理事マーケティング・営業統括本部副本部長 2018年10月 当社インシュアテック推進室長 2019年10月 当社理事OMO営業本部長兼オンラインダイレクトマーケティ ング部長兼市場調査部長兼社長補佐 2020年4月 当社理事OMO営業本部副本部長兼オンラインダイレ クトマーケティング部長兼市場調査部長 2020年12月 当社理事OMO営業本部長兼市場調査部長 2021年4月 当社理事OMO営業本部副本部長兼社長補佐兼 デジタルコミュニケーション開発部長兼市場調査部長 2021年10月 当社理事マーケティング本部長兼社長補佐兼リモート 損害保険営業開設準備室長 2022年4月 当社理事マーケティング本部長兼社長補佐兼契約 管理部長（現任）	181,400株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社においてIT部門やマーケティング戦略部門の責任者等を歴任し、長年にわたり当社のビジネスモデルの中心を担っております。2021年10月からはマーケティング本部長として事業を積極的に推進しており、これらの経験を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	きめだ ひろし 木目田 裕 (1967年9月26日生)	1993年4月 検事任官 1997年4月 東京地方検察庁特別捜査部 1998年8月 米国ノートルダム・ロースクール客員 研究員 1999年6月 法務省刑事局付 2001年6月 金融庁総務企画局企画課課長補佐 2002年7月 検事退官 2002年8月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律 事務所）入所（現任） 2005年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授 2005年11月 株式会社大庄社外取締役 2007年1月 楽天証券株式会社社外取締役 2011年12月 当社社外取締役（現任） 2019年1月 株式会社小糸製作所社外監査役（現任） 2022年10月 楽天証券ホールディングス株式会 社社外取締役（現任） 楽天証券株式会社取締役（非常勤） （現任） （重要な兼職の状況） 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 楽天証券ホールディングス株式会社社外取締役 楽天証券株式会社取締役（非常勤） 株式会社小糸製作所社外監査役	10, 100株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 年 月 日 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	や が い あつし 谷 貝 淳 (1963年3月26日生)	1985年4月 株式会社電通入社 1995年1月 マッキンゼーアンドカンパニー入社 1997年7月 バリラジャパン株式会社代表取締役 2001年9月 アフラック (現アフラック生命保険株式 会社) 常務執行役員 2003年10月 同社専務執行役員 2006年9月 ティンバーランドジャパン株式会社 (現 VFジャパン株式会社) 代表取締役 2011年1月 アリコジャパン (現メットライフ生命保 険株式会社) 執行役員専務 2014年9月 同社執行役専務 2017年3月 同社退社 2019年12月 当社社外取締役 (現任)	2,900株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>生命保険会社をはじめ複数の企業において企業経営に携わった豊富な経験から、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見、助言をいただけるとともに、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 年 月 日 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8	なか だ か ず こ 中 田 華 寿 子 (1965年1月15日生)	1987年4月 電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社 (現株式会社電通ランウェイ) 入社 1997年1月 スターバックスコーヒージャパン株式会 社入社 2005年1月 株式会社GABA入社 2008年4月 ライフネット生命保険株式会社マーケ ティング部長 2011年4月 同社常務取締役兼チーフコミュニケー ションオフィサー 2019年5月 株式会社マネースクエア社外取締役 (現任) 2019年12月 当社社外取締役 (現任) 2020年3月 アクチュアリ株式会社設立 代表取締役 (現任) 2021年6月 株式会社フォーラムエンジニアリング社 外取締役 (現任) 2021年7月 株式会社ispace社外監査役 2022年6月 株式会社ispace社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) アクチュアリ株式会社代表取締役 株式会社マネースクエア社外取締役 株式会社フォーラムエンジニアリング社外取締役 株式会社ispace社外取締役	800株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>生命保険会社をはじめ複数の企業において企業経営及びマーケティング部門に豊富な経験と知識を有しており、当社事業運営に際し有用な意見、助言をいただけるとともに、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p>			



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
9	せ がわ かず み 瀬 川 一 美 (1961年2月12日生)	1983年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券 グループ本社）入社 2001年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現 大和証券株式会社）大阪支店事業法人第 一部 2003年6月 同社大阪支店事業法人第二部長 2004年5月 同社名古屋支店法人第一部部長 2007年4月 同社地域金融法人部長 2009年4月 同社金融・公共ソリューション部長 2009年10月 同社コーポレート・ファイナンス第三部 長 2010年1月 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会 社（現大和証券株式会社）コーポレー ト・ファイナンス第三部長 2010年10月 同社大阪支店法人第二部長 2011年4月 同社参与 大阪支店副担当兼大阪副支店 長 2012年4月 大和証券株式会社参与 大阪法人副担当 2015年4月 同社参与 広域法人副担当 2017年4月 同社参与 大阪法人副担当 2019年4月 大和企業投資株式会社 専務取締役 2021年3月 同社専務取締役退任 2021年12月 当社社外取締役（現任）	3,200株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>金融機関において、企業経営及び法人営業部門に豊富な経験と知識を有しており、当社事業運営に際し有用な意見、助言をいただけるとともに、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
10	しの はら ひで のり 篠 原 秀 典 (1958年12月3日生)	1981年4月 住友生命保険相互会社入社 1999年10月 同社阪神支社長 2001年10月 同社営業企画部次長兼営業企画課長 2003年4月 同社営業企画部長 2005年10月 同社福岡支社長 2008年4月 同社執行役員兼コンプライアンス統括部長 2009年3月 同社執行役員兼経理部長 2010年4月 同社常務執行役員兼経理部長 メディケア 生命担当 2011年4月 同社常務執行役員 代理店事業部・代理店 営業部・代理店事業管理部・金融法人部担 当 2012年7月 同社取締役 常務執行役員 代理店事業 部・代理店営業部・代理店事業管理部・金 融法人部担当 2013年4月 同社取締役 常務執行役員 代理店事業 部・代理店営業部・代理店事業管理部・金 融法人部・情報システム部担当 2015年4月 同社取締役 専務執行役員 代理店事業 部・代理店営業部・代理店事業管理部・金 融法人部・情報システム部担当 2015年7月 同社執行役専務 代理店事業部・代理店営 業部・代理店事業管理部・金融法人部・情 報システム部担当 2017年4月 同社執行役専務 企画部・勤労部・情報シ ステム部担当 2017年7月 同社取締役 代表執行役専務 企画部・商 品部・勤労部・情報システム部担当 2019年4月 同社取締役 代表執行役副社長 企画部・ 勤労部・新規ビジネス開発部・情報システ ム部担当 2021年4月 同社取締役 2021年7月 同社特別顧問 2022年12月 同社特別顧問退任(予定)	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>生命保険会社において企業経営に携わった豊富な経験から、当社事業運営に関し有用な意見、助言をいただけるとともに、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鳥居俊文氏及び篠原秀典氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 木目田裕氏、谷貝淳氏、中田華寿子氏、瀬川一美氏及び篠原秀典氏は、社外取締役候補者であります。
4. 木目田裕氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。谷貝淳氏及び中田華寿子氏も、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。瀬川一美氏も、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は社外取締役として有能な人材の招聘を容易にするため、業務執行取締役を除く取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、篠原秀典氏の選任が承認された場合には、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。また、木目田裕氏、谷貝淳氏、中田華寿子氏及び瀬川一美氏についても、同様の契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合、引き続き当社は各氏を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、木目田裕氏、谷貝淳氏、中田華寿子氏及び瀬川一美氏を、国内の各上場金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
8. 篠原秀典氏は、国内の各上場金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
みたよしお 三田与志雄 (1973年11月7日生)	2000年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2004年4月 公認会計士登録 2008年7月 三田公認会計士事務所開設 代表就任（現任） 2008年7月 税理士登録 2017年10月 株式会社アイル社外取締役（監査等委員）（現任） あすなる監査法人代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 三田公認会計士事務所代表 株式会社アイル社外取締役（監査等委員） あすなる監査法人代表社員	一株
<b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の内部統制システム構築に対する助言・提言を含めて、適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。なお、三田与志雄氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三田与志雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、三田与志雄氏が監査役に就任された場合は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。三田与志雄氏が監査役に就任された場合は、同氏を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

す。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 三田与志雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしており、社外監査役に就任された場合は、国内の各上場金融商品取引所の定めに基づく独立役員としての届け出を行う予定です。

### 【ご参考】 役員 の 状況 及び スキル ・ マトリックス

地位	重任・ 新任・ 現任	独立性・ 社外役員	氏名	年齢	専門性・経験							職歴 (業界・専門)
					企業経営・ 事業運営	保険業界 経験・知見	営業・マー ケティング	IT・DX	人事・ 人材育成	財務・ 会計	法務・リスク マネジメント	
取締役	重任		濱田佳治	60	○	○	○	○	○	○	○	金融
	重任		榎引健	63	○	○	○				○	金融
	重任		橋本孔治	49	○	○	○	○				金融
	重任		横山欣二	56	○	○		○		○		金融・不動産
	新任		鳥居俊文	56	○	○	○	○	○			金融
	重任	独立・社外	木目田裕	55	○						○	弁護士
	重任	独立・社外	谷貝淳	59	○	○	○					金融・サービス
	重任	独立・社外	中田華寿子(女性)	57	○	○	○					金融・小売
	重任	独立・社外	瀬川一美	61	○		○			○		金融
	新任	独立・社外	篠原秀典	64	○	○	○	○	○	○	○	金融
監査役 (常勤)	現任		谷口信之	64	○	○			○		○	製造・金融
	現任	独立・社外	秋吉茂	68	○		○		○		○	金融
監査役	現任	独立・社外	畠山隆	69	○		○		○		○	金融
	現任	独立・社外	桑章夫	51	○					○	○	公認会計士

※記載内容は第27回定時株主総会（2022年12月16日開催）時点におけるものです。

## 【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

1. 当社及びその連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）である者
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
4. 当社の主要株主（注4）またはその業務執行者
5. 当社グループから多額の寄付（注5）を受けている者またはその業務執行者
6. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
8. 過去10年間に於いて、上記1に該当していた者
9. 過去1年間に於いて、上記2から7までのいずれかに該当していた者
10. 上記1から8までのいずれかに該当する者の二親等内の親族または同居の親族
11. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

（注1）「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他これらに準ずる者及び使用人をいう。

（注2）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直前事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

（注3）「当社グループの主要な取引先」とは、直前事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行っている取引先、または直前事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している取引先をいう。

（注4）「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する株主をいう。

（注5）「多額の寄付」とは、直前事業年度における当社の連結売上高の1%を超える場合をいう。

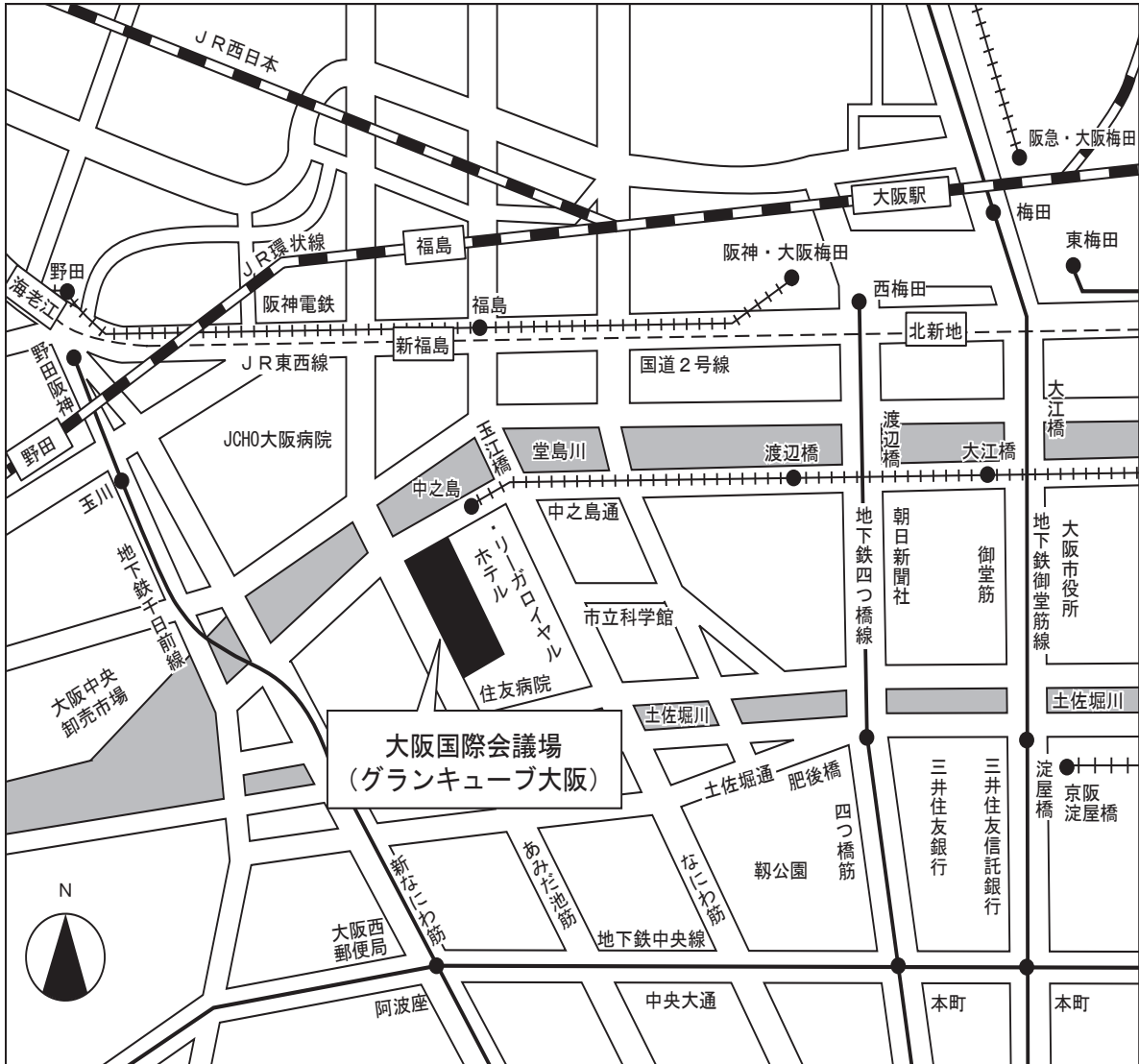
（注6）「多額の金銭その他の財産」とは、直前事業年度における当社の連結売上高の1%を超える場合をいう。

以 上

(メ モ)

# 株主総会会場ご案内略図

会場：大阪市北区中之島五丁目3番51号  
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）  
12階 特別会議場



- 京阪電車／中之島線 中之島（大阪国際会議場）駅下車2番出口すぐ
- シャトルバス／「リーガロイヤルホテル」（会議場東隣）とJR「大阪駅」桜橋口の間で運行
- 大阪メトロ／中央線・千日前線 阿波座駅下車（中央線1号出口・千日前線9号出口） 徒歩約15分
- JR大阪環状線／福島駅下車 徒歩約15分
- JR東西線／新福島駅下車3番出口 徒歩約10分
- 阪神電鉄／阪神本線 福島駅下車3番出口 徒歩約10分
- 大阪シティバス／JR大阪駅前から53番系統（船津橋行）堂島大橋下車すぐ  
／55番系統（鶴町四丁目行）堂島大橋下車すぐ

駐車場のご案内 会議場北側道路「中之島通」より地下スロープへお入りください（1時間510円）

※2016年より、株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、株主の皆様との懇談会の開催は取り止めとさせていただきます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。